

第18回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年12月24日(金) 14:00～15:20

場 所 大分市役所本庁舎 8階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、伊東 龍一、廣瀬 惇子、秦 政博、松尾 直美、小原 美穂、
園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、
永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、
日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、泥谷 郁、
神矢 壽久、小出 祐二、足立 稔、村田 英明
の各委員(計29名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、
市民協働推進課主幹 安東 孝浩、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計6名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会の結果概要について

(2) 市民意見交換会並びに市民意見公募手続の意見について

(3) 今後の進め方について

< 第18回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第18回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

先月行いました、13会場での市民意見交換会では、お忙しい中ご出席を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、この市民意見交換会における市民の皆様のご意見、そして12月14日まで実施いたしましたパブリックコメントで出されましたご意見を取りまとめ、お手元に資料として配布させていただいております。

後ほど、事務局からこうしたご意見等につきまして、主な内容等のご報告を申し上げますことといたしておりますが、ご意見等を踏まえた今後の取扱いや進め方等につきましてご議論いただければと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願い申し上げます。

委員長

皆様方改めましてこんにちは。今日は年末のお忙しい中にもかかわらず、万象繰り合わせてご出席賜りありがとうございます。

今、事務局からご紹介がありましたように13会場で市民意見交換会をさせていただいて、今日を迎えたところでございます。委員の皆様方には、夜にもかかわらず3回、4回足を運んでいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の全体会議は、13会場のご意見をまとめまして、更にはパブリックコメントもさせていただきましたので、そのご意見も事務局からご紹介いただきながら、結果的に問題点がクローズアップされてくるかと思えます。

その点を踏まえまして、今後どのような審議を重ねていったらよろしいのかというご判断をいただき、新年を迎えられたらよろしいのかなと思っている次第でございます。

約2時間の時間を頂戴しております。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは早速討議に入らせていただきますが、本日はお手元に資料がたくさん配られております。市民意見交換会のまとめ資料ともう一つはパブリックコメントの意見集約と大きく二つに分類されるところでございます。

そこで最初に、13会場で行われました、市民意見交換会のまとめにつきまして、事務局からご報告いただきたいと思います。委員の皆様方には折に触れて各会場の意見の中身につきまして、情報を共有できるようにということで、事務局の方で速報版的なものを出していただいたわけですが、今日は13会場全体のまとめということでご報告いただければと思います。事務局お願いします。

事務局

こんにちは。それでは私の方から、資料の説明をさせていただきたいと思います。

最初に確認ですが、報告としまして「報告1」から「報告5」まで用意

	<p>させていただきます。ご確認をいただければと思います。</p> <p>それでは、「報告1」の説明からさせていただきます。</p> <p>先月行いました市民意見交換会の開催状況をご報告いたします。</p> <p>1ページに会場ごとの参加人数等を記載しています。</p> <p>下の方に合計を記載していますが、13会場合計で406名の市民の方に参加をいただきました。</p> <p>ちなみに、検討委員の皆さんにつきましては、多い人で4回の出席をいただいたところでございます。</p> <p>2枚目以降には、当日行いましたアンケートの集計をしております、2ページに全会場の合計を記載しております。</p> <p>406名の参加に対しまして、370名のアンケート回答をいただきました。若干分析いたしますと、年齢は50代以上の方が圧倒的に多く、約8割を占めています。若い世代の方のご意見をいただけていないという結果となっております。</p> <p>性別につきましては、圧倒的に男性が多く、市民からの意見にもございましたが、女性が参加しやすい時間帯の設定を望む声もございました。</p> <p>また、の条例の必要性につきましては、半数の人が必要であるとの認識をいただきましたが、まだ、全体的に理解が難しいのかなと感じたところです。</p> <p>の、「条例が制定されたらまちづくりに参加したいと思うか」という問につきましては、これは事務局の設問ミスもあるかもしれませんが、中には、「条例がなくともまちづくりに参加している」という意見や、「この設問自体がナンセンスだ」というようなご意見もいただきました。</p> <p>これは、参加者の多数が自治委員さんであったということもあり、常に自治会の牽引者として、まちづくりにご協力をいただいていることから、こういったご意見があったものと考えております。</p> <p>4ページ以降には、会場ごとの集計をつけていますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。「報告1」の説明につきましては以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。概略的な13回についての報告でございます。</p> <p>ここで、皆様方も市民意見交換会にご参加いただきまして、この段階で、全体的なことを感じられたこと、感想的なことがございましたら述べていただくとうかがいたいかと思いますが、いかがでございましょうか。具体的な素案についてのご意見もたくさんいただいているわけですが、それは「報告2」以下ということで、後で事務局から説明していただきますが、総論的な、意見交換会を持ったということ自体も含めて、ご感想やご意見がございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>問題提起になると思いますけれども、市民意見交換会に私も3回出席させていただきます。3回出席する中で、出てないところの市民の方々の意見も、大体その度に読ませていただきました。その中で、市民の意見の</p>

中でこの条例についての質問ということで、「この条例を制定して何が変わるのですか。」という質問に対して、事務局の回答が「この条例を制定しても何も変わりません。」という発言が多かったように見受けられます。

私も参加する中で感じたのは、何も変わらない条例をこのようなたくさんの方の会議でもって制定して、そして最高規範性を持たせてこの条例を制定する意味があるのかなということ、市民意見交換会の中でずっと感じてきました。

まちづくりの条例ということで、市の方も「市民協働指針」とかそういう方向性の部分を制定してきていますし、この条例自体に対しても、議会の一般質問の中で、「市民憲章」が最高規範としてある中で、執行部の議会の答弁として「自治基本条例については必要ない。」というような答弁もありました。

そんな中で、市長のマニフェストの中でこの条例を制定するという形で、3年間かかってやってきたわけですけど、その最後の市民意見交換会の席上で、「この条例を制定することで何も変わらない」という事務局の発言は、私は「えっ」というふうに感じたものがあるのですが、そういう条例に対して、最高規範性を持たせることの意味があるのだろうかということを感じております。

その部分に対しては、もう一回フィードバックして検討するべきではないかなと、そして条例の本当の意味としての部分を考えるべきではないかなと感じております。

先だって、ある委員が言いました「総合型条例にするのかどうか」という問題も、そこには出てくると思います。そういう観点からもう一回きちり検討するべきではないかなということ、提案したいと思っています。そういうことを感じております。

委員長

どうもありがとうございました。事務局の方から今の副委員長の発言に何かコメントすることがございましたら述べていただければと思います。

事務局

私も13回全てに出席させていただいたわけではございません。5回ほど出ましたが、まさにおっしゃられたような「なぜこの条例を作る必要があるのか。」といったご意見をいただきました。私ども事務局がお答えしたのは、確かにその内容には既に法律や条例に定めのある内容が盛り込まれています。それは事実でございます。ただ、参加された市民の方もおっしゃっていたように、今も積極的にご参画いただいている市民の方もいらっしゃいます。一方で、そういった市民参画とかに関心を持たれていない方もいらっしゃる。そういう中で、こういった条例を作ることによって、市民協働がより促進されると、そういう意味は大きいと、そして、情報公開などいろんな既存の大分市のシステムも盛り込まれています。ただ、そのシステムが完璧なものであるかどうか、こういった条例を作ることによって市民の皆様方により多くの関心を持っていただき、そのシステムが改善されるというようなことにつながるのではないかと、私が出席した会場

副委員長	<p>でそういったご意見をいただいたときには、そういった主旨の、事務局としての想いをお伝えしてまいりました。</p> <p>今、副委員長さんがおっしゃられる事務局の発言がそういうふう「条例を作ることによって何も変わらない。」というふうに受け止められたのでございましたら、我々の言い方がまずかったのかなと反省しております。そういう考えは、我々は持っていませんのでよろしくお願いします。</p> <p>言い方の問題を言っているのではなくて、大体この条例に最高規範性ということで、皆さん方が一回は結論を出して最高規範性をつけるということで結論を出した経緯は、私もその会議にちゃんと出席しておりますので心得ております。しかし、市民に対する説明の中で「何も変わりません」という説明をした中で、こういう条例に最高規範性を持たせるということの意味は、どこにあるんだろうか。本当の最高規範性を持った条例としてこれが市民に提示しうるものなのかどうかという部分は、私はここできちり検討するべきではないかなと、いわゆる事務局が説明したのに対しての受け止め方に、私の間違いがあるのかどうか分かりませんが、最高規範性を持たせるということの部分を含めて、この条例が大分市のトップに位置するという条例になるわけですから、本当にそのところが市民に提示しうるものになるのかどうか、名称の問題も以前ありましたが、「まちづくり」をつけるかつけないか、いわゆる「大分市自治基本条例」ということで、最高規範性を持たせるということをやってきましたけども、この前の会議で「まちづくり自治基本条例」という名称で取り敢えずは行きましようという話になりました。だけど、そういう中できちりこの条例に対して、全体としてもう一回私は検討するべきではないかなと、そしてまた、市民に対して提示すべきプロセスを踏むべきではないかなと感じていますので、問題提起として検討いただけたらと思っています。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。私は3回ほど会場に行かせていただいたのですが、事務局の方から「何も変わらない」というようなご説明があったという記憶は全くございません。</p> <p>私の方から積極的に条例を制定することによってどうなるかといったことは市民の皆さんに訴えかけたつもりでございます。</p> <p>目に見えて、目覚ましい変化というのではないかもしれないけど、この条例を作ることによって、ないのとあるのでは雲泥の差があると、全ての条例規則が、この条例によって更にブラッシュアップされていくということは否定しようのない事実だと私は認識しているものですから、説明していただいたわけですけど、委員の皆様方で今の副委員長と違ったようなご認識をお持ちであればご発言いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>意見はたくさんありますが、とりあえず先に質問させてください。</p> <p>各会場ごとに参加人数一覧表というのをいただいておりますが、この中で内訳を教えてほしいのですが、市の職員はこの中に何人いたかというの</p>

	を教えてください。
委員長	事務局、把握しておればご説明ください。
事務局	406名のご参加をいただきました。それぞれの名前と照らし合わせて、市の職員が何名であるというご報告はありませんけど、大まかな感覚で申し上げますと、大体3分の1くらいかなというふうに思っております。この前後という形でご報告させていただきたいなと思っております。
委員	<p>私も2会場ほどしか行っていないので、全体的な把握が出来ていません。ただ、南部公民館に行ったときに39名となっていますけども、確かこのときに、市議会議員さんが一人と市民の方が3名いました。あとは全部市の職員でした。当然今日は市民意見交換会の総括ということになるのかと思うのですが、それと今から次に議論をしていく(2)の市民意見交換会の中身というふうに入っていくと思うんですが、実際、貴重な意見も出たというふうにも思うんですが、総体的にこの市民意見交換会の取組み方がですね、大きな問題があったのではないかなというふうには思っています。</p> <p>今日もそうなんですけど、会場を見ても分かりますようにマスコミも一切来てませんし、市民の方の傍聴も来ていない。こういう中で、第1回目の市民意見交換会だからということであれば、そういう位置付けにもなるのかもしれないけども、今後を考えたときにですね、時間の問題とかいろんな問題を当然口に出していかなければいけない問題も出てくると思いますので、そうなったときに本当にそれだけの時間をかけて今日まで来たのかどうなのかという問題もありますし、これからどれくらいの時間をかけていくのかという問題も当然出てくるというふうに思います。</p> <p>そういう立場で一つ意見を言わせていただければというふうに思っています。</p> <p>特にですね、やっぱり私自身が感じたのは、この市民意見交換会という表現は大変申し訳ないんですけども、一つの形を作ってきた、言わばアライパイを作ってきたというふうに総括ができるのではないかなというふうの一つは思っています。</p> <p>それから、2会場私も参加させてもらいましたけども、結局市民の皆さんと私ども検討委員の皆さんがですね、噛み合った意見があったかという、ほとんどなかったというふうに思っています。何かすれ違いのような市民意見交換会であったのではないかなというふうに感じているところであります。</p> <p>それから、先ほど副委員長が出しましたように、事務局に対して市民が質問をする、それに対して事務局が答えるというのは分かるんですけども、いわゆるこの自治基本条例一般論に対して市民が質問をしているのに対して、事務局が答えているというこのあり方というのがやはりおかしいのではないかなと思います。</p> <p>それから、本当に事務局には申し訳ないのですが、一生懸命努力してい</p>

	<p>ただいてQ & Aまで作っていただきました。しかし、このQ & Aの中身ですら事前にですね議論がなく、進め方そのものにもどういふうに進めていくかという具体的なものはなく、ただ時間がないからと言って日程を決めて具体的に市民意見交換会に入っていたということもあってですね、非常に意思統一が図られてなかったような気がしてなりません。</p> <p>ですから、総体的に今回の市民意見交換会は、皆さんやっぱり十分議論していただいて、大いに反省すべきところは反省してですね、今後に生かしていただければと思っています。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ご意見をいただきたいのですが、委員どうぞ。</p>
委員	<p>私を感じましたのは、集まっていた方が主体と客体の客体のまんまですずっと聞いておられたような気がします。この自治基本条例は、市民の方が客体から主体へ変わって、こういうことを積極的に自ら進んで取り組んでいくような方向に行っていきたいという期待があるわけなんですけども、それが、私も説明しましたけど説明が行き届かなくて伝えることが十分出来なかったなという想いがあります。</p> <p>ですから、これからまだこういうことを理解していただくには、市民に対して本当に客体から主体に変わるような働きかけを、まだまだ相当に働きかけないと駄目なんじゃないかという感じがしました。そこら辺のことをもう少し作戦を密にして取り組んでいったらいかかなというふうに感じました。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。多方面からのご意見をいただいたと思いますので、いろんな角度からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>僕は、3会場出席させていただきました。貴重な意見も出ましたし、反省点もたくさんあったと思います。ただ、ちょっと進行の先生に全体を説明していただいて、そして質問なり、一部分だけをやるのではなくて、分科会なりに分かれて総体的な意見を出し合って、それをまとめて全体会で発表するとか、個々の皆の意見も出てくるのではないかな。一部の人の意見ではなくて。そういうのが出来なければ、全体でまず最初に聞きたいですね。聞いてそして、ご意見を出せば良いのではないかなと思います。個人的な意見で失礼ですが。進行の進め方としてどうかなと思いましたので。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。その他ございませんか。どうぞ積極的にご発言いただければと思いますが。</p>
委員	<p>私は4回ほど出席をして、2回司会の役目を務めさせてもらいましたけれども、場面によっては、大変きついご意見を承ったような気がいたしておりますけれども、先ほど市の職員が何人出たかという話がありましたけ</p>

れども、出席者はこの年齢構成を見ましても大体50代以上がほとんどだと、よく顔を拝見する自治委員さんが中心にお集まりいただいたということで、本当の意味での市民意見交換会になったんだろかなという感じを強く持ちました。折角やるのでありますから、市民意見交換会をやる前に出来るだけ多くの市民が集まっていただくような手段を講じて、会場がいっぱいになるぐらいの対応をとってもらいたいという要望を事務局の方にいたしたわけですが、残念ながらそういう場面が十分見られなかったということが非常に気にかかっているところでございます。

それから、ご意見の中には、「急にこんなものをポッと示されただけでは意見の言いようがない」と、「いや、パブリックコメントでも意見をいただくんだ」というような話をいたしましたけれども、どうもその辺が噛み合わないといったことで、本来の市民意見交換という場面には、大変言葉が悪いのですが程遠い感じがしたというのが私の実感でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。その他ございませんか。是非率直なご意見を、今後の審議に非常に重大な影響を及ぼす局面かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員

先ほど副委員長さんがおっしゃった何も変わらないという事務局の発言とあったんですが、私の聞いた範囲では、すぐには変わらないというか、そういう主旨で発言されていたと思うのですが、ただ、一生懸命作っているのに、これを作ってもすぐには変わらないけど、そういう方向でと言われると、作っている主旨がどこに目的があるのかというのが薄れてしまうという感はしました。本来、これを作って一緒に変えましょうというふうに、先ほどの委員がおっしゃったように、客体から主体にこの市民意見交換会を通じて本来変えていく努力が私たちには必要だったのではないかなという感じを持っています。

それともう一点、実は私、最後の植田市民行政センターでは、一参加者でもって参加させてもらって、アンケートを当然参加者ですから貰ったんで、書き始めたのですが、1ページ目は書けるのですが、裏面の「条例が制定されたら大分市のまちづくりに参加したいと思いませんか」という設問と、「参加したくないと言った人は、どうしたら参加したくなると思いませんか」という設問は、書けませんでした。それで持って帰りました。先ほど誰が発言したか忘れましたが、市民意見交換会を進めていく上でやはり手順も含めて、中身も含めてもっとこの検討委員会で練った上で取り組む必要があったのではないかな、また今後もそうすべきではないかなと感じました。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。特になければご意見をまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようでございますから、まとめさせていただきますけど、結論としましては、今回の市民意見交換会におきましては、反省すべきことが多々あったということで、もう少ししっかりした準備を整えて、そして

できるだけ多くの市民から率直なご意見をいただくような工夫をすることが問題ではなかったのか、その点について配慮が欠けていたのではないのかというご指摘ですね。多くの委員の皆様方がそういう点をお感じになったのかなと、今、各委員の皆さんのご意見を拝聴しながら思ったところでございます。

それともう一つは、お二方の委員さんがおっしゃったことですが、私も個人的には感じました。かなりギャップがあるんですね。お見えになっている方々と私自身の間にもものすごいギャップがあるというかですね、これは現実というのはいままでのこと、いくら仏を作ってもどうやって魂を入れたら良いんだらうかという、市民の皆様方が、私どもが考えていることにご理解いただいて、そして、行動を共にしていただくということには、すごい大きなハードルがあるなということを感じましたですね。そういう意味で、こういう場で委員だけで話をしていたときとは全然違った印象を持って帰ったところです。

条例を作っておしまいではいかんと。条例の目的を達するためには何をやったら良いのかということ強く感じた次第でございます。

そういう意味合いからですね、今後更に慎重にしっかり準備をしてですね、この審議を重ねていかなければいけないと痛感したところでございます。

ただ、私自身が単純に思いますことは、この市民意見交換会までの議論を何回も何回も続けていたとしてもですね、恐らく今日のような意識には全体として至らなかったのではないかと、やっぱり13会場を回らせてもらって、現実的な生々しい声を聞かせていただいてですね、そこにいろんなご指摘をいただいたということは、これは、時期尚早であったかもしれないにしてもですね、やらないよりもやった方が絶対良かったというふうに思うところでございます。

そういう意味で、時期尚早であったから云々ということで、もう一度最初からやり直すというよりもですね、そこでいただいた意見を踏まえて更に慎重審議を重ねていくということにさせていただくことは出来ないだらうかと思うところでございます。

具体的には、素案に対していろんなご意見をいただいております。そのご意見をですね、共有化することによってさらなる密度の濃い議論ができるのではないかと、思うところでございます。反省は大変多岐に渡りますが、しかしその辺を反省しつつ更に議論を深めていくという方向で再スタートを切ったらどうだらうかと思うところでございます。

最初の副委員長からご指摘がございましたような、「なぜ条例を制定するのか」といったところの議論も更に徹底的にもう一度原点に戻ってやっていく必要があるかなと思うわけでございます。まったく白地に帰ってというわけではなくて、今までの成果も踏まえて、更に気を新たに再スタートを切って、させていただいたらいかがだらうかというような司会者のまとめでございますがいかがでございますでしょうか。そういう方向性でまた新しい一歩を踏み出すということではいかがでしょうか。

副委員長	<p>今の委員長のまとめに対して異論はありません。色々再検討をしながら更に新しく、今までの成果は成果として受け入れながら、検討を重ねていくということは異論ありません。</p> <p>検討として、部会を一回解散して始めた方が良いのではないかなというのは最近感じております。部会に限定されて、その部会で検討したことに対して異論というか、こういうふうに変えてほしいといういろんな意見があるかと思っておりますので、今まで出た素案を、一回部会を壊して、そして素案に対していろんな角度から意見を貰う方が良いのではないかなと今感じておりますので、そしてまた部会で検討するとか、そういうような形で進めて行かれたらどうかなとちょっと提案したいと思っております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。今後の取り組み方の形の部分でございますけど、いかがでございましょうか。今、副委員長から新しい形式による取り組み方というご提案があったわけでございますが。皆様方のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>何か具体的なご提案をいただけないでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、私の方からこういうふうなことでどうだろうかということをご提案させていただきたいのですが、一応ですね、市民意見交換会やパブリックコメントでご意見が出ております。後でご紹介があります。事務局からご紹介があるのですが、その中身につきましてはかなり具体的なご意見が出ておりますので、まずその内容を聞かせていただいて、そしてそのような意見が出ているということ踏まえて、更に我々が議論を深めていくためにはどうしたら良いかということ、その後に議論するというので、ひとまず資料で用意させていただいております各会場における意見を集約したもの、一覧にまとめたもの、パブリックコメントがございまして、それを先に説明させていただくということで、その後の議論ということによろしゅうございますか。</p> <p>それでは先に、資料の2以下を事務局からご説明いただけますでしょうか、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>まず、「報告2」からご説明いたします。</p> <p>「報告2」は、市民意見交換会の会場で直接いただいたご意見を集約したものです。</p> <p>従いまして、当日会場に対応したものにつきましては、そこに記載してありますが、改めまして、意見に対する考え方や検討の結果、素案にどのように反映したかなどを示す必要があるかと思っております。</p> <p>基本的には、ご意見ごとに担当部会を振り分けさせていただきましたが、表の中で朱書きにしているものは、全体会で議論しておく必要があるのではないかと、事務局では考えております。</p> <p>主なご意見を紹介いたしますと、まず1ページの最初に名称に関する意見として、「『大分市まちづくり市民総参加基本条例』とした方が、市民には分かりやすいのではないか。」というご意見をいただいております。</p> <p>次に、4つ下になりますが、第2条関係で、「自治という言葉について、</p>

自治会でいう自治と行政が行う自治という二面性がある言葉なので、自治を定義して明確にして欲しい。」というご意見がございました。

このご意見に関しましては、会場におきまして、自治についての検討を重ねた上で現在の素案となっていることなどをご説明しましたが、定義するのか逐条解説で説明するのかを含めて今後検討させていただきたいとしております。

次に、2つ飛ばしまして、第2条、6条、29条関係で、「自治会の位置付けが条例の中でよく分からない。」「地域コミュニティに自治会が含まれるということで良いか。」「コミュニティという言葉はどうしても使うのであれば定義して欲しい。」というご意見をいただきました。

前段の自治会の位置付けにつきましては、地域コミュニティの代表的なものとして捉えていること、また、後段の語句の定義につきましては、この言葉自体は、概ねご理解をいただいているものであるのではないかという説明をいたしました。再度確認をしておいた方がよろしいのかなという気がしております。

次に、最後のページ、5ページですが、その他のご意見としまして、「前文と同じように条文も口語体にしたらどうか。」というご意見をいただいております。

このご意見も、当初から検討委員会の中で議論されてきたところですが、現在のところは、前文のみ口語体にしてあります。他都市では、全てを口語体で制定しているものもありますが、口語体に変更する場合は、単純に語尾を変えれば良いというものでもなく、条文が意図する意味が変わらないように、慎重に見直す必要があるかと感じております。

以上の朱書き部分は全体で議論していただく必要があると思われるものです。

次に、青書きの部分は、最低限部会で議論をする必要があるのではないかと判断したものでございます。

1ページから、第2条、第3条関係の「幸せな暮らし」という言葉の定義の関係、2ページの中段、第7条関係の「議会の責務がタイトルに表記されていない。」というご意見、「二代表制の言葉の意味」について、その下の第9条関係「『市民自治』という言葉と『自治』との違いがあるかどうか。」、3ページでは、第25条関係で「『パブリックコメント』は日本語にして欲しい。」というご意見と、第27条関係で「審議会、懇話会等の委員を決めるときの選出方法をきちんと縛って欲しい。」というご意見、また、28条関係で「『都市内分権』の言葉の意味が分かりづらい。」というご意見や第31条の多様な文化の尊重等で「『家族の絆を取り戻すことや、愛国心、郷土愛の精神に反しない限り価値観を理解し、尊重する。』」というような項目を付け加えたらどうか。」というようなご意見もございました。

4ページでは、その他の意見としまして、下の方ですが、「条例の解説を作って欲しい。」というご意見や「条例の必要性や内容を簡潔にまとめて市報等に掲載して欲しい。」といったご意見がございました。

解説につきましては、検討委員会においても作った方がよいとのご意見

をいただいておりますので、条例が固まりましたら作成するというこの計画をいたしております。

また、市報等でのPRにつきましては、今までなかなかPRするチャンスがありませんでしたが、今回、2月15日号に向けて、早速枠を確保したところでございます。

この青字の部分は、今後、部会等において専門的に議論をいただいて、また、全体会ですり合わせる必要があるかと思っております。

次に、黒字は条例への反映には直接影響がなさそうなものですが、条例を検討する際の背景には含んでおく必要があるご意見であると考えています。本日は、時間も限りがございますので、ご一読いただいて今後の検討の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、「報告3」についてご説明いたします。

「報告3」は、市民意見交換会の際にお答えいただいたアンケートに記載されておりましたご意見を集約したものでございます。

若干、会場での意見とダブっているものもございりますが、表記の色分けの考え方は先ほどの報告2と同じでございます。

まず、朱書きの全体で議論をしていただきたいものは、名称のところ、「『大分市民の手によるまちづくり自治基本条例』としたらどうか。」というご意見をいただいております。

第2条関係では、「自治の意義を明確にして欲しい。」という意見をいただいております。

次に、青書きの部会ごとに議論をいただきたいものとして、前文に対してのご意見や第3条基本理念の条文中に「『市民の幸せな暮らしの実現と豊かな心の醸成を目指すために』というふうに『豊かな心の醸成』を入れてもらいたい。」というご意見。また、第6条関係では、「なぜ事業者の役割と責務を入れないのか。」や、第3章全般として、「市民、議会、行政の役割分担をもっと明確にすべき。」というご意見、第7条関係では、先ほどもありましたが「タイトルに『責務』を付けたらどうか。」というご意見、第8条、第9条関係では、「『市長等』と『市長』を分ける必要があるのか『行政の責務』などで良いのではないか。」というご意見、第9条第10条関係で、「地方自治法や地方公務員法で謳われていることを敢えて謳う必要があるのかどうか。」、また、第19条関係で、権利保護及び苦情対応というタイトルですが、「苦情という言葉を意見・要望などに置き換えられないか。」などのご意見が出ています。

また、その他の意見として、市報での広報を希望する意見や「子供用の条文もあったほうが良いのではないか。」といったご意見をいただいております。

それぞれ、関係する部会で、今後検討いただければと思います。

「報告2」と同じように、黒字の部分につきましては、ご一読いただきたいと思います。

次に、「報告4」についてですが、これは、11月15日から12月14日までの30日間、パブリックコメントを実施した結果、市民から寄せられたご意見の集約でございます。

パブリックコメントにつきましては、6名の方から14件のご意見をいただいております。

件数が少ない状況であり、PR不足もあるかもしれませんが、これが現実であるというふうに受け止める必要があるのかなと思います。

なお、このパブリックコメントは、正式に考え方を示す必要がございますので、これも、全体あるいは部会ごとに振り分けていますが、回答を明確に作成する必要があります。

これについては、全てを読み上げます。

最初の方から、名称については長すぎるということで、ご意見としては「12文字以内が望ましいのではないか。」というご意見でございます。

全般事項としまして、「今までに、法や個別条例により行政運営がなされている中で、なぜ今になってこの条例が必要になったのか、今まで無くて行政運営をしてきたことに不信感を抱くことにも繋がるのではないか。」というご意見や、「憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。『法律は市民のもの』という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。』、それと「団塊の世代が退職して地域に戻ったとき、地域での活躍が出来る拠り所となるこのような条例が必要であると考え。」というご意見と、「市民に開放された大分市になることを期待し、基本条例の制定に賛成です。」というご意見をいただいております。

前文についてですけれども、「『十六世紀の偉人に誇り』という言葉がありますが、前文の主旨からして相応しくないのではないかと、少し踏み込みすぎているような気がする。」というご意見がありました。「大分市を築いたのは十六世紀だけではなく、歴史観とか違う方向の議論に発展しそうな懸念がある。」と、もう一つは、「前文の最後に『わたしたち大分市民は、天より与えられた秩序を悟り・守ることを信条とし、家族の絆を尊重し、より深めることをよしとします。また、わたしたち大分市民は、生をさずかった地、うつくしき日本を愛し、郷土の大分を愛しています。以上の内容をもちまして以下の条例を定めます。』という文を追記してはいかがか。」というご意見がございました。

第2条定義の関係ですが、「第5項として『子ども』の定義を追加、年齢等の範囲を明確にする必要がある。」、次のページの第5条の市民の権利では、「第3項と第4項の順を入れ替えた方が良いのではないかと。第3項と第5項が子どもに関する項目であり、関連するため順連携表示した方が良い。」、「第3項の『年齢に応じた』という部分を『その立場に応じた』に文言を変更した方が良いのではないかと。子どもの参画条件は年齢ではなく、立場(持ち得る能力等)に応じて積極的に参画できるようにするべき。」というご意見でございます。

第7条の議会の基本的役割等ですが、「第5項として『議会はあらゆる機会を通して市政に関する市民意見の聴取に努め反映しなければならない』を追加して欲しい。第25条第3項との関連があり『市長と議会は両輪として市民意見の聴取に努めるのが本来』とされているためこれを明文化する必要がある。」、それと第15条の行政評価では「第1項中、『外部

評価を可能な限り公開で』というところを『外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で』と改める。通常の外部評価と併せて、本条例の軸となる市民モニターによる評価を導入し、評価結果と改善の方向付けについて公開することが、市政の機動力強化につながる。』第21条の行政組織の編成では、『組織の横断的な調整』という言葉の後に『効率的で効果的な対応を』という言葉を入れたらどうか。横断的な業務遂行体制となるチーム制(民間で導入して成功している体制)を導入していただきたい。その結果『効率的で効果的な対応』が可能になる。』というご意見がありました。

その下の第31条、多様な文化の尊重等の部分では、『社会崩壊を予感させる文面になっているので、『市民、議会及び市長等は条例前文の内容と条例制定の趣旨に反しない限り、多様な文化及び価値観を〜』という形にして、暴走を抑制するためにも追加したほうが良い。』というご意見をいただきました。

次に、『報告5』についてですが、これは、パブリックコメントの期間とあわせて、職員にも意見を求めたものです。

予想以上に意見が少なく少々残念ですが、この部分につきましては、先ほどご意見もいただきましたが、市民意見交換会の会場の方にも職員が出席しておりましたので、アンケート意見の方にも職員の意見として出ている部分があるかなと考えております。これも全て読み上げます。

まず第2条の定義の部分ですが、『住民』の定義が必要ではなからうか、定義をするまでもなく市内に住所を有する者と考えるのか。』それと『職員』の定義も必要ではなからうか、定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか。』というような意見です。もう一つは、『最高規範』の定義が必要ではないか、地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法的に無効ではないか。』という意見でした。

第7条の関係で『本市の意思決定機関であることをことさら明文化する必要があるのか。』というご意見がありました。それと、第10条のところで、『第1項の『職員は、全体の奉仕者として、』と記載されていますが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。』というご意見でございます。

報告は以上でございますが、冒頭にご説明いたしましたが、これらの資料の中で、朱書きの部分は全体会でご議論をまずいただいた方が良くと思われる内容で、青字がその他部会等で必ずご議論をいただきたい内容と考えています。

当然、黒字の部分は不要な意見ということではありませんので、この部分から特に取り上げて議論をした方が良くと思われるものについては、ぜひともご議論いただきたいと思っています。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。「報告2」から「報告5」までの資料につきまして、事務局から報告をいただいたところでございます。

中には的を外れたと言いますか、そんなことはありえないのですがとい

	<p>うようなものもありますけど、一応全部いただいているものをここに列挙したということでございます。</p> <p>そこで、こういったご意見を今日においてこれをどのようにですね、我々の審議の上に活かしていくかということが、これからの皆様方のご意見を賜るところでございます。</p> <p>先ほど、副委員長さんの方からのご発言もございました。段取りをすることで、私も事務局と関わって資料についてご相談を受けているわけですが、一応部会に振り分けて議論をすること、全体会で議論をすること、そういうような従来の流れの中で、全体の審議、それから部会の審議ということで振り分けていくのはいかがだろうかということで、その前提でこの資料は作られているところでございます。</p> <p>どういった審議の仕方が、一番今後我々にとって意義深いかということの方式につきまして、皆さんからご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>これだけ(たくさん)の意見を全体でしても、なかなか意見が出ないのではないかと私は思います。それで、私は従来どおりそれぞれの部会の中で検討して、それをまた全体の中で持ち寄って協議をすると、だから、この部会で決めたことに対して、意見とか批判とかいうことが出ても、それがまた失礼だということではなくて、それをそれぞれの部会で検討したものをまた全体の中で十分に議論をすると、ですからその部会で出た一つの方向性に対して反対であっても、それはそれでその中で皆さんで存分に議論をするという形に持っていく必要が私はあるのではなからうかと、だから例えば私どもの執行機関・議会部会の出した方向性に対して、それがおかしいのであれば、それを堂々とした中で議論をしていくというような形で私は進めていくべきではなからうかなと、部会で決めたものが絶対だというような考え方でいきますと、ちょっとおかしな方向に行くのではなからうかなと私はそう思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、委員がおっしゃったやり方ですね、基本的には部会でやって、部会で一度議論したものは全体会に持ち込んで、全体会では全く平等な立場として委員がご意見をおっしゃるというやり方でございます。部会の考え方を最大尊重するというのではなくて、部会の案は一応たたき台という、大変失礼な言い方になると思いますが、そういうことで、議論の出発点の一つの意見のご提供というような感じで、皆さんが全体会で対等な立場で意見を述べていくと、そこで意見集約を図るという方向のご提案でございますが、いかがでございましょうか。副委員長、そういう方向はよろしいでしょうか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>私も部会のことを先ほど申し上げましたけれども、委員さんのおっしゃることに全く異論はございませんので、皆さん方よろしゅうございます</p>

	<p>か。</p> <p>はい、それではそのような委員さんのご提言に従って、今後の会議を持たせていただきたいと思います。それでは、部会ということをもまずやっていただいて、全体会に持ち込むと、資料の赤字の部分も、私個人的には出来たら部会で意見交換をしてもらって、そして全体会でまた同時に同じ立場で議論をするということで、全てがですね、全体会で対等な意見交換をするという方向でやっていただければと思うところでございます。</p> <p>つきましては、今後の予定でございますが、年内はもう残すところあとわずかでございます。部会を開催するにしても物理的に不可能かなと思われれます。そうしますとですね、部会を開催するのは年明けということになりまして、皆様方大変ご多忙の中、年明け早々ということもまたまならぬかと思っておりますので、1月中にですね部会を開いていただいて、1回だけでは済まない、2回、3回することもあり得るかもしれません。そこで、部会が一応終了したというところを見届けましてですね、それで2月になりましてですね、全体会が開催されたらどうだろうかと思うところですが、2月のいつ頃というのは、部会の対応が今のところ分かりませんので、とにかく部会を前倒しでやっていただいて、1月中に全体会ということではなくて部会をじっくりやっていただいて、2月の皆様方のご参加しやすいところでじっくりと全体会で意見交換をし、更に素案の内容を詰めていけたらと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。特にご異論はございませんでしょうか。</p> <p>はい、それでは今のような段取りでやらせていただきたいと思います。つきましてはですね、この全体会の終わったあとに、部会の方で開催の段取りを個々の部会でやっていただければと思いますがよろしゅうございますか。お願いいたします。</p> <p>それでは、私の今日の司会はこれで終了ということにさせていただきたいと思っております。つきましては、あとは事務局の方にバトンタッチしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>委員 すいません、確認させてください。</p> <p> 今、委員長が言われたのは、今、新たに意見交換会等で出た意見について、また部会で議論をするということで、今から部会で議論をするということで良いのでしょうか。</p> <p>委員長 はい、そういうつもりでございます。</p> <p>委員 そうしたらですね、その前に今日の議題のですね、今後の進め方についてというところがあるのですが、これはまたあとでやるんですか、それとも今やるんですか。</p> <p>委員長 はい、今後の進め方というのは、私は今のことを申し上げたつもりでございますが、要するに何月までどこまでにこれを完成するということは、今の状況の中では全く予想できない。今日の会合で皆様方のご意見を聞か</p>
--	--

せていただいていますね、これをあと1、2ヶ月でばたばたと成案を見るということは、私自身司会役としてですね、不可能と考えております。拙速にならないようにですね、慎重審議をされたしというご意見が多かったと思います。そして、ただ出来上がっただけでは何の意味もないわけですし、そこには魂が入って行って、大分市に住んで良かったなというようなことにならないと意味がございませんので、今後の、司会進行役としてはいつまでということとは全然私の頭の中にはございません。2月に全体会を開かせていただいて、このときにまた皆様方に今後どうしましょうかということをご相談したいと思っている次第でございます。よろしゅうございましょうか。

委員

それですね、これまでの進み方が2年半くらいですか、時間かけて議論して、それなりの議論ができたというふうに思うんですけど、ただその進め方とか方法論によってかなり時間的なロスと言いますが、ロスという言い方は申し訳ないと思うんですけども、そういう部分もあったんじゃないかなと、ただ、先ほど委員さんが言われたように、部会中心になるとどうしてもその部会の考え方が前面に出てしまう、それはそれで良いんですけども、そうなってくると他の部会から全体としてですねいろんな意見を言いたくても言えなくなるというふうになってしまう可能性もあるんですね、うまくこの相関関係をですね、部会は部会、全体会は全体会で意見が出やすい方向でですね、是非委員長さんも音頭を取っていただければと思います。

それと、毎回私も言ってきたんですけども、ここに大分市のホームページからですね、「自治基本条例検討委員会を開催します」というところをちょっとコピーしてきたんですけども、第18回、これは12月24日金曜日、今日ですけども、ここで開催しますという案内です。「自治基本条例検討委員会を開催します、第18回大分市自治基本条例検討委員会、日時、平成22年12月24日、場所、大分市役所本庁8階大会議室」、下にですね、「場所の施設名をクリックすると地図が表示されます」、その次に、「どなたでも傍聴できますが、傍聴者は発言できませんのでご了承ください。」これしか載っていない。このホームページのあり方にも問題があると思うんですけども、2年半議論をしてきました。だけどその本当に機運がですね、市民の中にこれが盛り上がっているかどうかということが、やっぱり一番最大の問題であろうというふうに思うんです。条文を作ることも大事です。ですけども私どもは、条文を作るのが半分であればですね、あと半分は市民の皆さんの機運を盛り上げる、これがやっぱり大事ではないかなと思うんです。ですから、会報を作ったりとかあるいはタウンミーティングをやったりとか、シンポジウムを開いたりとかその中を積み上げて行って、本当に市民の皆さんが本当に自治基本条例に対する考え方、意見を出してもらって、意見交換会でですね、また集約をやっていく。こういう方法じゃないとですね、なかなか機運が盛り上がらないというふうに思うんです。ですから、そういう今後の取組の中でですね、是非こういったものを取り入れながら、検討していただければということをお願い

しておきたいというふうに思っております。

それから、やっぱり委員長の方も言われましたように、どうも感じるところはスケジュールというのが現実にはあってきたのかなというふうに思いますので、そのスケジュールから開放された形で、自由な立場でですね議論を保障していただければというふうに思っております。

いずれにしてもこれまでのですね、いろんな問題点等がいっぱいあったと思いますので、こういったものを是非いろんな会議の中で出していただいて、それぞれ皆さんが自由な発言ができやすいような雰囲気を作っていたきたいと、これを是非お願いしておきたいというふうに思います。

委員長

はい、ありがとうございました。今後の段取りということで、来月の部会、更には再来月の全体会ということで申し上げたんですけど、委員さんがおっしゃっていただいたような、更なる雰囲気作りと言いますか、市民の皆様を巻き込んでいくための条例作りということからするとですね、今おっしゃったようなことも精力的に今後取り組んでいかなければならないことかと思えます。そういうことで、タウンミーティング、シンポジウムいろんな形があるかと思えますので、どうぞ皆様方のお立場でですね、こういうことをやってみたらどうだろうかというようなご意見をですね、会場の設定とか、いろんな講師をお頼みするとそれなりの時間がかかったりとかいたしますので、今日のところで具体的にこんなのがどうかということがありましたら出していただきたいですし、ちょっとじっくり考えてみようというようなことであればですね、事務局の方にメールでもファックスでも個々のにいただければご意見の集約と言いますか、ご希望が私の方に最終的には届けられますので、そこでまた事務局と打ち合わせながら段取り作りをですね、たたき台を作りたいかなと思えます。

とにかくいろんな方法があるかと思えます。是非そういうお知恵をですね頂戴したいとお願いするところでございます。

今日のところは何か、委員が具体的なご提言をいただきましたけども、皆様方の方でございませんでしょうか。例えばこういうこともありはしないか、後で結構でございますので、色々教えていただきたいと思えます。そして、またシンポジウム、タウンミーティングというようなことをやる際にはですね、委員の皆様方の絶大なるご協力をまたいただければ実行できませんので、その辺のところのご協力も存分に賜りたいと思えます。

それから、市民に対する広報でございますが、ホームページにつきましてもですね、事務局には更なる工夫をいただきたいと思えます。

それから、私自身が3会場回らせていただいて感じたことなんですけど、「今日突然こんな素案を示されて意見を言えといっても無理よ」と、「その手前でまわしてくれないのはなぜか」ということで、自治会長さんあたりは、自分の下に世話役の方がおられるんですね、いろんな分担をしていて、「そういった方々の意見も聞いてくればもっと意見が言えたんやけどな」ということで、「これで終わるわけじゃないんやろ」と、いうようなことでお帰りいただいた部分もございしますので、今後は出来るだけ手前

	<p>です、皆さん方にこの素案をご紹介できるようにですね、していけたらと思うところでございます。</p> <p>私個人的には、今回の市民の皆さんのご意見をたくさんいただいておりますので、それを踏まえて私どもで、更なる審議を重ねることによって新しい素案がまた出来上がると、そういったときにはそれを市民の皆様方に予めいろんな形で公表させてもらって、それを読んで持っていてまたいろんな会合に出ていただく、ということも可能になってくるかなと思っていますところでございます。</p> <p>大変時間がロングランになりまして、皆さん方、大変お疲れのところかと思っておりますけど、まだまだ道中が続きますので、いろんなご協力を賜りたいと思う次第でございます。</p> <p>是非、貴重なご意見を今後ますますいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は、私ども事務局に対しても厳しいご意見をたくさんいただきました、ご指摘のほとんどが当たっておりまして、深く反省しております。</p> <p>反省すべき点はきちんと反省して今後に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>冒頭、副委員長さんがおっしゃられました「なぜ、条例を作るのか」、こういったことが当然市民の皆さんにご理解いただかないと、市民の意識の高まりというものも当然できません。委員さんのおっしゃられたような今後の素案の整理はもちろんのこと、条例の必要性という部分についてですね、いかにして市民に徹底していくのか、そういったことも我々も一生懸命考えてまいりたいと思っておりますので、委員さんもいろんなご意見等がございましたら、事務局の方に何なりと教えていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、事務局よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、今から部会の日程を決めるということで、担当者が部会の方に参りますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、全体会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。</p>